「新座市水道事業」及び「新座市上水道第７次施設整備事業計画書」の概要について説明させていただきます。

　それでは、始めに「新座市水道事業」の概要を説明いたします。お手元の資料では１－１２ページになります。

　新座市は、面積が２２．８平方キロメートルあり、給水人口は約１６万５千人です。

　市域では、４つの配水区に分かれており、３つの浄水場で井戸水を浄水するとともに、受水した県水とブレンドして給水してます。

　配水管はおよそ４００ｋｍ埋設されており、浄水場で飲料水として浄水した水が、配水管を通って皆様のもとに給水されております。

　次に、「新座市上水道第７次施設整備事業計画書」の概要について説明させていただきます。

　この計画は大きく２つに分かれております。

　一つが、「新座市水道ビジョン」です。１－５ページをご覧ください。

これは、国が定めている「新水道ビジョン」で掲げている「持続」「安全」「強靭」の観点から、新座市の独自性や地域性を踏まえた課題抽出や推進方策を示すものです。

　２－１ページをご覧ください。

　もう一つが、当該水道ビジョンを踏まえて、「安全で強靭な水道の持続」を新たな目標として揚げ、計画期間の施設整備事業を実施するための具体的な計画を示してあります。

　なお、本計画の期間は令和３年度から令和７年度までの５年間としております。

　本計画は、浄水場等水道施設の更新計画、管路の更新計画、防災対策の三つに分かれております。

３－１ページをご覧ください。「浄水場等水道施設の更新計画」について説明します。

まず、第１章の基本事項ですが、第２編の水需要計画を踏まえ基本的な事項を策定し現況の施設の課題とその対策となる施設整備計画を策定しています。

次に第２章から第５章までの各浄水場の整備計画に移らせていただきます。

各浄水場では取水施設、浄水施設、配水施設、電気設備がありますので、それぞれ説明いたします。

３－３ページから３－６ページをご覧ください。

まず、第２章の西堀浄水場についてですが、取水施設については、西堀１号井戸及び西堀８号井戸の取水ポンプが更新時期を迎えるため更新を行います。

また、浄水場の外にある井戸については、管理センターから通信設備により制御を行っていますが、通信がアナログ通信でありますので、デジタル化を図ります。

なお、この取水通信設備更新については、全浄水場で行います。

浄水施設については、今後、浄水設備及び配水設備が老朽化を迎えることから、再構築に着手する必要がありますが、西堀浄水場は新座市の基幹浄水場となることから、新座市全体の施設のダウンサイジング及び再配置を検討したいと考えています。このため、令和３年度には西堀浄水場を含めた新座市全体の施設再配置基本計画に着手します。

配水施設については、９台の揚水ポンプのうち、第６次施設整備事業において未更新である４台について更新を行います。また、高架水槽については、耐震補強が必要と診断されているため、耐震補強実施設計及び耐震化工事を行います。

電気設備については、第６次施設整備事業において未更新となっている水位計及び流量計などの計装設備の更新を行います。また、停電対策として非常用発電機を装備していますが、昭和５７年に設置されたもので、交換部品の入手が困難なことや、発電機以外の設備も老朽化し、耐用年数を迎えていることから、更新を行います。なお、設置場所は既存の発電機棟ではなく、電気棟の１階に設置すること、並びに現在耐震診断を行っているため、その結果に基づき電気棟の改修も含め工事を行います。

次に、３－７ページから３－１０ページをご覧ください。

第３章の片山浄水場についてですが、取水施設については、西堀浄水場同様、取水通信設備の更新を行います。

浄水施設及び配水施設の更新等については、片山浄水場再配置計画事業及び新座市全体の施設再配置基本計画で検討を行うため、必要最小限にとどめ、配水設備である、揚水ポンプのオーバーホール（精密点検）を行い、延命化を図ります。

また、高架水槽については、耐震診断により耐震補強が必要と判断されたため、耐震補強実施設計及び工事を行います。

電気設備については、高架水槽敷地内にある、受変電盤及び無停電電源装置が更新期間を迎えるため、更新を行います。

次に、３－１１ページから３－１４ページをご覧ください。

第４章の野火止浄水場についてですが、取水施設については、野火止２号井戸及び３号井戸が更新対象となっていますが、近年、取水ポンプを更新した際に水中カメラで調査を行った結果、良好であったため、井戸の洗浄や沈殿している砂の除去等で延命化を図ります。

また、取水通信設備も更新します。

浄水施設については、更新する設備はありませんが、ろ過機の設置が必要なため、用地の確保等を含め、新座市全体の施設再配置基本計画で検討を行います。

配水施設については、新座市全体の施設再配置基本計画で検討を行うため、更新等は必要最小限にとどめ、揚水ポンプのオーバーホール（精密点検）により、延命化を図ります。

次に、３－１５ページから３－１７ページをご覧ください。

第５章の新座団地給水場についてですが、取水施設、浄水施設の更新設備はありません。配水施設については、配水池及びポンプ室については現在耐震診断を行っているため、その結果に基づき改修を検討します。電気設備については、取水流量計等の計装設備が更新対象のため、更新を行います。

３－１８ページから３－２０ページをご覧ください。

第６章の維持管理体制の強化について説明いたします。

まず、１の水安全計画についてですが、厚生労働省は平成２０年に水安全計画策定のガイドラインを定めており、新座市では平成３０年度に新座市水安全計画を策定しました。今後も、水安全計画の活用を図りながら運転管理マニュアルの整備や維持管理計画の継承と体制の強化を図ってまいります。

２の中央監視装置及び計装設備についてですが、現在西堀浄水場内にある水道管理センターにて、新座市内３浄水場及び新座団地給水場の運転の集中管理制御を行っており、同時に各井戸や、管末水質監視装置、監視カメラの映像等も監視しております。安全な水を配る上で重要な設備であることから今後も計画的に更新を行います。なお、今回の計画では、西堀浄水場で説明をいたしました、各井戸の通信設備及び各浄水場の計測設備更新工事の中で、水位計や流量計等の更新を行います。

３の多様な外部委託制度の活用についてですが、将来に渡って水道事業を継続的に運営をしていくにあたっては、限られた人員で更新事業等に対処しながら日常の運転・維持管理業務を遂行していく必要があり、効率化やコスト削減の観点からも外部委託の積極的な活用を図っていきます。

第７次施設整備事業においては、給水申込み・工事検査、浄水場運転管理、給排水管維持管理などの日常業務の外部委託を図り、市民により良い水を給水するため、官民連携による水道事業の運営基盤の強化を図ります。

４の洗管作業の実施についてですが、近年増加する濁り水対策として、市内をブロック分けして、１０年程度を１周期として定期的に管洗浄を行うよう計画するものです。

次に、３－２１ページから３－２５ページをご覧ください。

第７章の管路整備計画について説明します。

本計画では管路の更新の優先順位を

①重要給水施設へ直結する基幹管路における未耐震化区間

②西堀浄水場～片山浄水場の間及び朝霞市送水管～野火止浄水場へ繋がる送水管

③耐用年数４０年を過ぎた重要度の高い基幹管路のダクタイル鋳鉄管、鋼管

④耐震性能がない配水管

としております。

重要給水施設とは、市内の防災中枢拠点、医療拠点、防災地区拠点及び避難拠点をいい、第６次計画では新座市役所、新座志木中央総合病院、高田整形外科病院、堀ノ内病院の４施設を重要給水施設と位置付け、計画的に更新を図り、令和３年度にはこれら４つの重要給水施設に繋がる管路の耐震化が完了する見込みです。

本計画では、新たに九つの重要給水施設を定め、今後１０年間で管路の耐震化が完了するよう計画的に更新を進めてまいります。

スライドをご覧ください。お手元の資料では３－２４ページになります。

令和３年度には市北側にある第二中学校管路や市中心に位置する新座中学校管路を耐震管に更新します。令和４年度には北側にある東北小学校管路の耐震化を図るとともに、市南側の栗原小学校管路の更新工事を進め、令和６年度には耐震化を完了させる計画です。

このように、これらの１３の重要給水施設に繋がる配水管をバランス良く更新してまいります。

３－２６ページから３－２９ページをご覧ください。

防災対策について説明いたします。

東日本大震災や熊本地震など、近年大規模地震が発生しております。

また、首都圏直下型地震や東海地震など、今後も大規模な地震の発生が予測されているところです。

このような災害発生時における給水対応の備えとして、浄水場における防災体制の整備を位置付けておりますが、４つの各浄水場だけで市全域の災害時の給水対応を行うのは現実的に困難であることから、今後、各防災拠点に飲料水貯水槽の整備や受水槽の有効活用など、災害直後に必要な飲料水を確保できるよう市の関係部署と調整を図ってまいります。

「新座市上水道第７次施設整備事業計画書」の概要について説明は以上になります。

次に、水道事業における資金計画について、説明いたします。

第7次施設整備事業計画に係る水道事業財政計画についてご説明いたします。

　3-33ページ及び34ページをご覧願います。

　どちらの表も今回の第7次の施設整備事業計画の期間及び第6次の施設整備事業計画の期間であります平成28年度から令和7年度までの10年間の水道事業の財政状況を掲載してございますが、令和元年度までは決算額が掲載されております。令和２年度は今年度の予算額、令和３年度以降は計画の見込み値となっております。

　まず3-33ページです。（１）の収益的収支ですがこれは、水道事業を継続的に運営していくうえで、各年度でどのくらいの水道料金などの収入があり、それに係る費用の支出がどのくらいあって、結果どのくらいの利益が生じたか、また、積立金などの残高を示した表でございます。

表の下から７行目にあります収支差引A-Bの行をご覧ください。令和3年度以降、令和7年度までの間、利益が生じることとなりますが、毎年度の収入から支出を差し引いた利益は減少していく傾向となっております。

そのため、平成３０年度に作成した新座市水道事業経営戦略（この中身については本日、説明は省略させていただきますが）では、令和３年度に料金改定を行い、財政状態を安定させることとしておりました。

なお、経営戦略では、県浄水場からの県水購入単価は、令和3年度から値上げすると見込んでおりましたが、埼玉県から令和6年度までは値上げしない旨の通知があったため、料金改定については令和４年度以降に行うよう、先送りすることとしたものです。

更に、この後、コロナ禍となったことで、市においては財政調整基金残高が少なく、他に活用できる基金がなかったことに加え、来年度の税収等も減収すると見込まれることから財政非常事態宣言をしている状況下、水道料金改定をすることが困難な状況と判断したものであり、今後の景気動向を勘案しつつ料金改定の時期は見定めていくものの、今回の整備事業計画では水道料金の改定は行わない財政計画を試算してございます。

この状況下では、表の下から5行目、6行目の建設改良積立金及び減債積立金が、令和元年度には、8億660万4千円、6,900万9千円あったのが、令和7年度末には、1億660万4千円、909万9千円となる状況です。

次に、次ページ（２）の資本的収支です。こちらの表は、先ほどの収益的収支の表とは別の表であり、水道事業を継続的に運営させるための施設を整備するための収入が、毎年度どのくらいあり、その施設を整備するための費用及び企業債の償還としての支出がどのくらいあるかを示してございます。そして、結果どのくらいの資金の不足を生じ、その不足した資金を何によって補てんしているかを示した表です。

下から９行目の収支差引Ａ－Ｂの行ですが、令和3年度以降、収入から支出を差し引いた額は毎年度、約6億から12億の不足が生じます。この不足分の補てんとして、収支差引Ａ－Ｂの行の下の補てんとある損益勘定留保資金及び減債積立金等という自己資金で補てんするものです。損益勘定留保資金とは、損益勘定は先ほどの収益的収支の勘定のことです。留保資金は、支出勘定として支出しているが、現金としては支出をしない費用（減価償却費や資産減耗費の除却費などがこれにあたります。）はそのまま資金そのものは動かないで手元に留まっているという考え方の資金です。この損益勘定留保資金の残高は、表の下から２行目の損益勘定留保資金残高の行となります。令和元年度決算での残高は10億6,863万8千円となりますが、令和7年度末では1億5,214万3千円になる見込みです。減債積立金等は先ほどご説明した、減債積立金と建設改良積立金のことで、減債積立金は企業債の償還に、建設改良積立金は建設改良事業に充てることができるものです。

以上のことから、第7次施設整備事業計画期間中は収益的収支では利益が生じ、資本的収支については収支の不足分は補填財源で賄えるということになります。

しかし、利益が減少し、補填財源も貯えも厳しく、ここ数年で料金の値上げが未確定な状況の中、今回の整備事業計画以降の計画に支障が生じることが予想されることから、この整備事業計画の工事を一部先送り等を検討させていただくこととなります。また、令和3年度の当初予算を作成中であり、ある程度数値が固まった時点でこの財政計画に反映させる予定です。

説明は以上となります。